

朝倉市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝倉市消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定めることにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所（民間企業等における個々の本店、支店等）及び団体（各種学校、各種協同組合、特殊法人等における個々の本店、支店等）をいう。
- (2) 協力事業所 市長が朝倉市消防団活動に協力している事業所等として認定した事業所等をいう。
- (3) 表示証 協力事業所に対して、朝倉市消防団活動に協力する証として市長が交付する朝倉市消防団協力事業所表示証（様式第1号）をいう。

(表示証の交付申請)

第3条 協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、朝倉市消防団協力事業所認定申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定基準)

第4条 市長は、申請書の提出を受けたときは、これを審査し、次に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 申請書を提出した事業所等が雇用する従業員のうち、1人以上が朝倉市消防団に在職しており、朝倉市消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (2) 前号に掲げるもののほか、朝倉市消防団活動に協力することにより地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に貢献していると認める事業所等

2 前項の規定にかかわらず、当該事業所等が消防関係法令に違反している場合は、

協力事業所の認定を行わないものとする。

(認定通知及び表示証の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により協力事業所の認定を行ったときは、朝倉市消防団協力事業所認定通知書(様式第3号)により当該協力事業所へ通知するとともに、表示証を交付するものとする。

2 市長は、協力事業所が市の区域外にある場合も、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、交付を受けた表示証を次の各号のいずれかに表示するものとする。

(1) 当該事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

2 前項第2号の規定により表示する表示証は、様式第1号によるほか、様式第1号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとすることができる。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 市長は、表示証の交付に際し、協力事業所に係る事項を朝倉市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)に記録するものとする。

(表示証の有効期間)

第8条 表示証の有効期間は、協力事業所の認定を受けた日から最初に迎える4月30日までとする。

2 協力事業所は、有効期間を満了した表示証については、第6条の規定による表示を行ってはならない。

3 協力事業所は、表示証の有効期間を満了したときは、速やかに当該表示証を市長へ返還しなければならない。

(表示証の継続交付申請)

第9条 協力事業所の認定を継続して受けようとする事業所等は、表示証の有効期間が満了する日の1箇月前から満了する日までの間に朝倉市消防団協力事業所表示継続申請書(様式第5号。以下「継続申請書」という。)に市長が定める資料

を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、継続申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適正と認められるときは、協力事業所の認定を行い、朝倉市消防団協力事業所認定通知書により当該認定を行った事業所等へ通知するものとする。ただし、表示証は既に交付を受けている表示証を継続して使用する。

(認定の取り消し)

第10条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所に対し、認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が協力事業所の認定が適当でないと思えるとき。

- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、朝倉市消防団への協力内容その他認定に関する事項について、朝倉市ホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。